



△道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざるこゝ
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

質疑應答

問 道路工事の請負に従事した先代が死亡し未成年者が其の家督を相續したる場合に於て其の未成年者は道路工事請負人たる資格を有するや(兵庫 庫 麻山伊勢太)

答 未成年者と雖法定代理人の同意を得て、道路工事請負契約の如き法律行為を爲すことが出来るのであるが、道路工事執行令に於ては道路工事施行の確實を期するが爲に、工事請負人の資格を制限し消極的要件として、無能力者の請負人たることを禁止した。

従つて假令未成年者が家督を相續した場合と雖、道路工事請負人たる資格が無いのである。(田中幹事)

問 道路附屬物たる溝の改築を爲す場合に於て道路對側に於ける民有地に側壁を築造するときは道路工事として執行し其の費用を私人に負擔せしむることを得るや(東京市)

答 道路に附屬する溝は道路附屬物として道路に關する道路法の規定に従ふのであるが(法第 二條) 實問に係る側壁の築造は溝の維持の爲に必要なものなるや又は側壁を築造することを土地所有者の便宜とするものなるや判明しない。若し前者の場合とすれば其の側壁を設くる民有地は側溝の維持上よりして溝の敷地に編入すべきものであつて、そこに側壁を築造することは溝の工事即ち附屬物に關する工事に外ならない、従つて夫れに要する費用は道路に關する費用である。反之後者の場合に於ては附屬物の工事ではない。又道路工事に依つて必要を生じた他の工事でも無い、故に道路法の規定に依つて其の工事を規律すべきでない。勿論雙方の便宜の爲に道路費用を負擔する公共團體が任意に私人と協議して其の工事を執行することは強ち違法ではないが、道路法の關知する所ではない。(田中幹事)

問 橋梁に設備したる照明燈は道路の附屬物なるや(BT 生)

答 橋梁に設備した照明燈と言つても、其の構造如何に依つて一概に其の性質を断定することは出来ない。或は橋梁の一部ともなるものがあれば、或は橋梁を全然獨立したものと爲るものもあるからである。蓋し照明設備は道路交通の保全を期するに必要なものであるが橋梁自體でないことは明かであつて、道路に於ける照明設備も道路の一部でないのと同様である。併しながら橋梁に於ける照明設備を橋梁の一部として施設する場合がある。此場合は照明設備と言つても實は橋梁なのであつて道路の附屬物である。要は其の照明設備が道路又は橋梁から獨立したものなるや否やに依つて判断すべきものであつて、獨立したものなるや否やを認むる標準は一般の社會見解に従ふより外ないのである。(田中幹事)

問 地方鐵道を道路に敷設する爲に主務大臣が許可した道路の占用に對しては占用料を納付する義務あるや(郊外電鐵會社)

答 いつか答辯したと思ふが、道路管理者が道路の占用料を徴收するのは道路占用の許可を前提とするのであるが、占用を許可承認すること、占用料を徴收することは由來別個の行爲である。従つて主務大臣が地方鐵道法に依つて道路の占用を許可したときは夫れは道路占用に關する處分であつて其の占用料に就ては道路管理者が自由に決定し得べき所である。故に道路管理者が徴收命令を出したときは占用者は納付義務を有するのである(田中幹事)

問 公共の利益となるべき事業の爲に道路の占用を出願したるに道路管理者は何等の處分を爲さざる場合は法第二十九條の裁定を申請し得るや(電力會社)

答 道路法第二十九條に於ては、道路の占用が法令に依り土地を收用又は使用することを得。公共の利益となるべき事業に係るものなる場合に於て、管理者が相當の事由なくして其の許可又は承認を拒みたるときは、主務大臣は事業者の申請に依り占用を許可又は承認することが出来る旨を規定して居る、故に法第二十九條の申請の前提要件として、道路管理者が占用を許可せず又は承認せずとの處分をしたことを要するのであつて、出願後數年を経るも何等の處分をしない場合と雖、夫れに依つて不許可不承認の處分があつたと言ふことは出来ない。従つて法第二十九條の申請を許さないのである。之は獨り道路法ばかりでなく我國一般行政法規の常態であつて、行政の實際に即しないと言ふ議論が随分盛である。行政裁判法を改正して出願後一定の年限を経過すも、行政廳が何等の處分を爲さない場合は、不許可の處分をしたものと認むと言ふやうな規定を設けよと言ふ要求が盛である。併し夫れは立法論であるが道路法は全然此の如きことを考慮せなかつたのでは無い。法第五十三條は道路管理者に對する監督を規定して、監督官廳は監督上必要と認むるときは法第五十二條に列記する事

項に關し命令又は處分をする権能を有するから、質問の場合に於ては法第五十三條に依る監督權の發動を要求して出願の目的を達するより外に途がないのである(田中幹事)

問 甲村長が乙丙村長の認定したる町村道を経て丁村に達する道路を認定することを得るや(秋田縣の) (一會員)

答 質問の内容は甲より乙丙村内を経て丁に達する道路中乙丙村内の部分は既に乙丙村長に於て認定してゐるが、其の道路は乙丙村に比較して甲村民の利用程度が高い爲め、從來甲村は乙丙村に對し道路修繕費の七八割を寄附して來たが、其の修繕意の如くないので其の道路の管理權を甲村長の手に收めむとするに就ての可否であるやうだ。

法第十五條は規定して、市町村長は市町村の爲特に必要ある場合に限り、市町村外の路線に付地元市町村長の意見を聞き路線の認定を爲すを得べきことを定めたが、併し此規定は第十三條第十四條等が市道又は町村道の路線は其の市町村内のものは、市町村長をして認定せしめむとする原則に對する例外的規定である。故に法第十五條は他市町村内に於て路線を認定し夫れに依つて道路を築造するの必要ある場合に應ずるの規定であつて、既に他市町村長が路線を認定したるものなる場合に適用すべき規定でない。若し此の如きことを許すものとせば前示の原則的規定を設けた趣

旨は全然破壞さるゝこととなる。加之一道路に關し二以上の道路管理者を生じ管理の統一を期することが出来ないこととなる、此の如きは法の精神に反するものと解す、問者も此點に關しては同一意見を持つるのであらうか、此場合に於て監督權の作用を以て乙丙村長の爲したる路線の認定を取消することを得るやとの問を發せられてゐるが乙丙村長の爲したる認定は、法第十四條の命する當然の處分であつて、之を取消し變更するの理由がないから監督權の發動を許すべきでない。質問の事情に善處するが爲には從來爲されたる寄附行爲を見合せ、法第二十四條に依つて道路工事を執行するの外に途はない。田中幹事)

問 道路警戒標は道路管理者の施設義務に屬するや又は警察官署の義務に屬するか(福岡縣) (一會員)

答 道路警戒標に關する大正十一年内務省令第二七號は、施設義務者を規定してゐないが、警戒標は交通上危険の虞ある箇所に建設すべきものであつて、所謂交通の保全を歸する爲に施設する物であるが故に道路の施設物に屬し、交通警察上からして必要な場合と雖、之を道路附屬物とした精神からすれば道路管理者の施設義務に屬するものと解す(田中幹事)